

平成 30 年度生物統計家育成支援事業助成金取扱要領新旧対照表

平成 30 年度版 (案)	平成 29 年度版	変更のポイント
<p style="text-align: center;">生物統計家育成支援事業助成金取扱要領</p> <p>(通則)</p> <p>第1条 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)が機構の「寄附金等の受け入れ等に関する規則」により受け入れた寄附金等によって行う助成事業の助成金の交付については、本取扱要領(今後の改訂も含む。)並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び同施行令を準用する(この場合において、適正化法及び同施行令中、「各省各庁の長」とあるのは「機構」と、「補助金等」「補助事業等」とあるのは「助成金」「助成事業」と、「補助事業者等」とあるのは「助成事業を実施する事業者」、「間接補助事業者等」とあるのは「委託先等」と読み替えるものとする。)ものとするの定めるところによる。</p> <p>(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)</p> <p>第8条 助成事業を実施する事業者は、助成事業の趣旨を踏まえつつ、本取扱要領、助成事業計画書、公募要領、事務処理説明書、機構が助成事業に関して示す通知等の文書の定めを遵守し、助成事業を善良なる管理者の注意を持って、適切かつ誠実に実施するものとする。なおこの場合において、助成事業を実施する事業者は、事務処理説明書の遵守にあたって、甲が定める補助事業事務処理説明書(交付決定後に改訂されたものを含む)中、「本事業」「補助金」とあるのを、「助成事業」「助成金」と読み替えるものとする。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は、助成事業を実施する上で、助成事業の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイド</p>	<p style="text-align: center;">生物統計家育成支援事業助成金取扱要領</p> <p>(通則)</p> <p>第1条 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)が機構の「寄附金等の受け入れ等に関する規則」により受け入れた寄附金等によって行う助成事業の助成金の交付については、本取扱要領(今後の改訂も含む。)の定めるところによる。</p> <p>(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)</p> <p>第8条 助成事業を実施する事業者は、助成事業の趣旨を踏まえつつ、本取扱要領、助成事業計画書、公募要領、事務処理説明書、機構が助成事業に関して示す通知等の文書の定めを遵守し、助成事業を善良なる管理者の注意を持って、適切かつ誠実に実施するものとする。なお、助成事業を実施する事業者は、事務処理説明書の遵守にあたって、甲が定める補助事業事務処理説明書(交付決定後に改訂されたものを含む)中、「本事業」「補助金」とあるのを、「助成事業」「助成金」と読み替えるものとする。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は、助成事業を実施する上で、助成事業の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイド</p>	<p>・助成金取扱要領が適正化法と同趣旨であることを明記。</p> <p>・軽微な修正</p>

<p>ライン及び機構の不正行為等対応規則及び機構の利益相反管理規則並びに関係する法令等を遵守し、かつ、助成事業を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 助成事業を実施する事業者は、自己の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン並びに及び機構の不正行為等対応規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、機構は、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に従って、助成事業を実施する事業者に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、助成事業を実施する事業者は機構の指示及び制限等に従うものとする。</p> <p>4 助成事業を実施する事業者は、自己の責任において、機構の利益相反管理規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、機構は、機構の利益相反管理規則に従って、助成事業を実施する事業者に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、助成事業を実施する事業者は機構の指示及び措置等に従うものとする。</p> <p>5 助成事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドライン等及び機構が別途通知する内容に従い、研究者等について、研究倫理教育の履修をさせなければならない。</p> <p>6 本条における「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定、平成 29 年 2 月 23 日一部改正)</p> <p>(2) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定、平成 29 年 2 月 23 日一部改正)</p>	<p>ライン及び機構の不正行為等対応規則及び機構の利益相反管理規則並びに関係する法令等を遵守し、かつ、助成事業を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 助成事業を実施する事業者は、自己の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、機構は、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に従って、助成事業を実施する事業者に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、助成事業を実施する事業者は機構の指示及び制限等に従うものとする。</p> <p>4 助成事業を実施する事業者は、自己の責任において、機構の利益相反管理規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、機構は、機構の利益相反管理規則に従って、助成事業を実施する事業者に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、助成事業を実施する事業者は機構の指示及び措置等に従うものとする。</p> <p>5 助成事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドライン等及び機構が別途通知する内容に従い、研究者等について、研究倫理教育の履修をさせなければならない。</p> <p>6 本条における「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定、平成 29 年 2 月 23 日一部改正)</p> <p>(2) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定、平成 29 年 2 月 23 日一部改正)</p>	<p>・軽微な修正</p>
--	---	---------------

<p>(事業者の利益相反管理規則等の遵守に関する報告)</p> <p>第9条 助成事業を実施する事業者は、機構が別途定める様式による「<b>倫理審査状況及び利益相反管理報告書</b>」により、機構の利益相反管理規則に従った助成事業を実施する事業者における研究者等の利益相反管理の実施の有無等につき、機構が定める期日までに機構に対して報告しなければならない。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は、機構が別途定める様式による「<b>倫理審査状況及び利益相反管理報告書</b>」により、研究者等による助成事業にかかる国の倫理指針等の遵守状況について、機構の定める期日までに機構に対して報告しなければならない。</p> <p>3 助成事業を実施する事業者は、前条第5項に従って研究者等に履修させた研究倫理に関する教育等に関して、機構が別途定める様式による「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」により、機構に対して状況の報告を行うものとする。</p>	<p>(事業者の利益相反管理規則等の遵守に関する報告)</p> <p>第9条 助成事業を実施する事業者は、機構が別途定める様式による「倫理審査状況及び利益相反管理報告書」により、機構の利益相反管理規則に従った助成事業を実施する事業者における研究者等の利益相反管理の実施の有無等につき、機構が定める期日までに機構に対して報告しなければならない。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は、機構が別途定める様式による「倫理審査状況及び利益相反管理報告書」により、研究者等による助成事業にかかる国の倫理指針等の遵守状況について、機構の定める期日までに機構に対して報告しなければならない。</p> <p>3 助成事業を実施する事業者は、前条第5項に従って研究者等に履修させた研究倫理に関する教育等に関して、機構が別途定める様式による「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」により、機構に対して状況の報告を行うものとする。</p>	<p>・名称変更</p> <p>・名称変更</p>
<p>(事業者の表明保証)</p> <p>第10条 助成事業を実施する事業者は、助成事業計画書において、研究開発の責任者として「事業代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び事業代表者と研究項目を分担する者として「事業分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者(以下両者を併せて「事業代表者及び分担者」という。)が国の不正行為等対応<b>ガイドライン又は機構の不正行為等対応規則</b>に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないことを表明し</p>	<p>(事業者の表明保証)</p> <p>第10条 助成事業を実施する事業者は、助成事業計画書において、研究開発の責任者として「事業代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び事業代表者と研究項目を分担する者として「事業代表者及び分担者」という。)が国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないことを表明し保証する。</p>	<p>・規則を追加</p>

<p>保証する。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドライン <u>又は機構の不正行為等対応規則</u>に基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が<u>助成事業を実施する事業者</u>に所属する事業代表者及び分担者 <u>(委託先等がある場合には、委託先等に所属する事業分担者又はこれに相当する肩書きを付与された者を含む。)</u>に含まれている場合には、当該対象者について、交付申請時までには機構に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき機構の了解を得ていることを表明し保証する。</p> <p>3 助成事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していることを表明し保証する。</p> <p>(委託等)</p> <p>第11条の2 助成事業を実施する事業者は、助成事業を第三者に対し委託し、<u>また</u>又は第三者と共同して実施することができない。ただし、助成事業を実施する事業者は、機構が助成事業の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、助成事業の一部につき第三者に委託し、<u>また</u>又は第三者(以下これら「第三者」を総称して「委託先等」という。)と共同して実施することができる。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は、委託先等に対して、本取扱要領に基づき助成事業を実施する事業者が機構に負うと同内容及び同程度の義務を負わせるものとし、委託及び共同して実施することに伴う委託先等の行為について、機構に対し、全ての責任を負わなければならない。</p> <p>3 助成事業を実施する事業者が助成事業の一部を委託先等に委託し、<u>また</u>又は共同して実施する場合には、助成事業を実施する事業者が本</p>	<p>2 助成事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が助成事業計画書における事業代表者及び分担者に含まれている場合には、当該対象者について、交付申請時までには機構に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき機構の了解を得ていることを表明し保証する。</p> <p>3 助成事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していることを表明し保証する。</p> <p>(委託等)</p> <p>第11条の2 助成事業を実施する事業者は、助成事業を第三者に対し委託しまたは第三者と共同して実施することができない。ただし、助成事業を実施する事業者は、機構が助成事業の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、助成事業の一部につき第三者に委託しまたは第三者(以下これら「第三者」を総称して「委託先等」という。)と共同して実施することができる。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は、委託先等に対して、本取扱要領に基づき助成事業を実施する事業者が機構に負うと同内容及び同程度の義務を負わせるものとし、委託及び共同して実施することに伴う委託先等の行為について、機構に対し、全ての責任を負わなければならない。</p> <p>3 助成事業を実施する事業者が助成事業の一部を委託先等に委託しまたは共同して実施する場合には、助成事業を実施する事業者が本取扱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則を追加</li> <li>・微修正</li> <li>・再委託先を追加</li>   <li>・公用語に統一</li> <li>・公用語に統一</li>   <li>・公用語に統一</li> </ul>
--	--	---

<p>取扱要領を遵守するために必要な事項及び機構が指示する事項について、助成事業を実施する事業者は、委託先等と契約を締結しなければならない。</p> <p>4 助成事業が交付決定の取消しその他の事由により終了した場合、委託先等との契約は当然に終了するものとする。また、助成事業を実施する事業者は、第13条により、機構から助成金の使用の一時停止若しくは中止又は助成事業の一時停止若しくは中止を指示された場合、委託先等に対しても同様の措置をとるものとする。</p> <p>(助成事業の中止又は廃止)</p> <p>第13条 助成事業を実施する事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じ、助成事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、機構に対して、様式5による助成事業の中止(廃止)申請書を速やかに提出し、機構のこれに対する承認により、助成事業を実施する事業者は助成事業の全部又は一部を中止又は廃止するものとする。この場合、機構は助成事業を実施する事業者に対し、助成金の使用の全部又は一部を中止を指示することができるものとし、助成事業を実施する事業者はこれに従うものとする。</p> <p>(1) 事業代表者 <u>又また</u> は分担者の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、事業代表者 <u>又また</u> は分担者が助成事業においてその役割を十分果たせなくなった場合</p> <p>(2) 助成事業の成果を出すことが困難と助成事業を実施する事業者が合理的に判断した場合、その他助成事業の遂行上重大な問題が発生した場合</p> <p>(3) 天災その他助成事業を継続しがたいやむを得ない事由がある場合</p> <p>(4) 前各号に類する事由が発生し、助成事業を継続することが適切でない</p>	<p>要領を遵守するために必要な事項及び機構が指示する事項について、助成事業を実施する事業者は、委託先等と契約を締結しなければならない。</p> <p>4 助成事業が交付決定の取消しその他の事由により終了した場合、委託先等との契約は当然に終了するものとする。また、助成事業を実施する事業者は、第13条により、機構から助成金の使用の一時停止若しくは中止又は助成事業の一時停止若しくは中止を指示された場合、委託先等に対しても同様の措置をとるものとする。</p> <p>(助成事業の中止又は廃止)</p> <p>第13条 助成事業を実施する事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じ、助成事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、機構に対して、様式5による助成事業の中止(廃止)申請書を速やかに提出し、機構のこれに対する承認により、助成事業を実施する事業者は助成事業の全部又は一部を中止又は廃止するものとする。この場合、機構は助成事業を実施する事業者に対し、助成金の使用の全部又は一部を中止を指示することができるものとし、助成事業を実施する事業者はこれに従うものとする。</p> <p>(1) 事業代表者または分担者の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、事業代表者または分担者が助成事業においてその役割を十分果たせなくなった場合</p> <p>(2) 助成事業の成果を出すことが困難と助成事業を実施する事業者が合理的に判断した場合、その他助成事業の遂行上重大な問題が発生した場合</p> <p>(3) 天災その他助成事業を継続しがたいやむを得ない事由がある場合</p> <p>(4) 前各号に類する事由が発生し、助成事業を継続することが適切でない</p>	<p>・用語の統一</p> <p>・用語の統一</p>
--	--	-----------------------------

<p>い場合</p> <p>(検査及び報告)</p> <p>第17条 機構は、第16条に規定する助成事業実績報告書を受理したときは、当該助成事業実績報告書の内容について速やかに検査を行うものとする。</p> <p>2 機構は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査<del>を</del>に行うことができるものとする。</p> <p><u>(1)＝</u> 助成事業の実施に要した経費の支出状況についての助成期間中の検査</p> <p><u>(2)＝</u> その他機構が必要と認めた検査</p> <p>3 機構は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、機構は必要に応じ事業者に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。</p> <p><u>(1)＝</u> 実績報告書に記載されている助成事業の内容と支出した経費との整合性</p> <p><u>(2)＝</u> 助成事業計画書と実績報告書の内容の整合性</p> <p><u>(3)＝</u> 第30条に掲げる帳簿、書類</p> <p><u>(4)＝</u> その他機構が助成事業に関して必要と認める事項</p> <p>4 機構が、事実確認の必要があると認めるときは、事業者は取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力をもとめるものとする。</p> <p>5 機構は、第1項及び第2項の検査を事業者の工場、研究施設その他の事業所(事業者の委託先の事業所を含む。以下同じ。)において行うことができる。</p> <p>6 機構は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ</p>	<p>い場合</p> <p>(検査及び報告)</p> <p>第17条 機構は、第16条に規定する助成事業実績報告書を受理したときは、当該助成事業実績報告書の内容について速やかに検査を行うものとする。</p> <p>2 機構は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査に行うことができるものとする。</p> <p>一 助成事業の実施に要した経費の支出状況についての助成期間中の検査</p> <p>二 その他機構が必要と認めた検査</p> <p>3 機構は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、機構は必要に応じ事業者に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。</p> <p>一 実績報告書に記載されている助成事業の内容と支出した経費との整合性</p> <p>二 助成事業計画書と実績報告書の内容の整合性</p> <p>三 第30条に掲げる帳簿、書類</p> <p>四 その他機構が助成事業に関して必要と認める事項</p> <p>4 機構が、事実確認の必要があると認めるときは、事業者は取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力をもとめるものとする。</p> <p>5 機構は、第1項及び第2項の検査を事業者の工場、研究施設その他の事業所(事業者の委託先の事業所を含む。以下同じ。)において行うことができる。</p> <p>6 機構は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ</p>	<p>・文言修正</p> <p>・項番の統一</p> <p>・項番の統一</p> <p>・項番の統一</p> <p>・項番の統一</p> <p>・項番の統一</p> <p>・項番の統一</p>
--	--	--

<p>事業者の検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。</p> <p>7 事業者は、前項の通知を受けたときは、機構があらかじめ指定する書類を準備し、助成事業の内容及び経理内容を説明できる者を機構の指定する検査場所に事業者の負担で派遣するものとする。</p> <p>8 機構が、必要があると認めるときは、関係省庁の職員を立ち合わせることができるものとし、事業者はこれを受け入れるものとする。</p> <p>9 機構が検査できる期間は、研究開発期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第17条の2 助成事業を実施する事業者及び機構は、(i)助成事業の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報であって、助成事業における研究開発外において独自に保有していた情報又は保有するに至った情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び(ii)助成事業の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報(ただし、第3条第18項ウに定めるノウハウとしても指定された情報の秘匿期間については、第10条の2第1項及び第2項に従うものとする。)(以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本取扱要領に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。</p> <p><u>2 助成事業を実施する事業者及び機構は、相手方の秘密情報を助成事業のために使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。</u></p>	<p>事業者の検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。</p> <p>7 事業者は、前項の通知を受けたときは、機構があらかじめ指定する書類を準備し、助成事業の内容及び経理内容を説明できる者を機構の指定する検査場所に事業者の負担で派遣するものとする。</p> <p>8 機構が、必要があると認めるときは、関係省庁の職員を立ち合わせることができるものとし、事業者はこれを受け入れるものとする。</p> <p>9 機構が検査できる期間は、研究開発期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第17条の2 助成事業を実施する事業者及び機構は、(i)助成事業の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報であって、助成事業における研究開発外において独自に保有していた情報又は保有するに至った情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び(ii)助成事業の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報(ただし、第3条第18項ウに定めるノウハウとしても指定された情報の秘匿期間については、第10条の2第1項及び第2項に従うものとする。)(以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本取扱要領に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。</p>	<p>・新設</p>
---	--	------------

<p><b>23</b> 助成事業を実施する事業者及び機構は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p> <p><b>34</b> 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、<del>本条第1項及び</del><u>ないし</u>第23項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報</p> <p>(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報</p> <p>(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報</p> <p>(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報</p> <p>(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報</p> <p>(6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報</p> <p><b>45</b> 助成事業を実施する事業者及び機構は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。</p> <p><b>56</b> 助成事業を実施する事業者及び機構は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに助成事業の遂行・評価等のための委託先等について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。</p> <p>(成果の報告等)</p> <p>第18条 助成事業を実施する事業者は、助成事業を完了したとき(助成事業の中止又は廃止の承認をうけたときを含む。)は、助成事業開発成</p>	<p>2 助成事業を実施する事業者及び機構は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報</p> <p>(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報</p> <p>(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報</p> <p>(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報</p> <p>(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報</p> <p>(6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報</p> <p>4 助成事業を実施する事業者及び機構は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。</p> <p>5 助成事業を実施する事業者及び機構は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに助成事業の遂行・評価等のための委託先等について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。</p> <p>(成果の報告等)</p> <p>第18条 助成事業を実施する事業者は、助成事業を完了したとき(助成事業の中止又は廃止の承認をうけたときを含む。)は、助成事業開発成</p>	<p>・新設に伴う追加</p>
---	--	-----------------



<p>果を様式108別添による助成事業成果報告書を国の会計年度終了後の5月末日又は事業終了後61日以内に機構が指定する日までに、機構に提出しなければならない。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は、国の会計年度が終了したときに助成事業が完了しないとき(繰越等)は、様式119別添による国の会計年度終了に伴う助成事業成果報告書を助成金の交付決定を受けた翌年度の4月末日までに機構に提出しなければならない。</p> <p>3 機構が助成事業開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合には、助成事業を実施する事業者は、機構による当該調査等に<u>必要な協力を行う</u>対し<u>協力する</u>ものとする。</p> <p>4 助成事業を実施する事業者は、秘匿すべき研究開発成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取り決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるものとする。</p> <p>5 助成事業を実施する事業者は、第三者への研究開発成果の不正な流出があった場合には、遅滞なく機構に報告するとともに、不正な流出に関与した者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。</p> <p>(助成金の額の確定等)</p> <p>第19条 機構は、第16条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容(第12条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式12の助成金確定</p>	<p>果を様式10による助成事業成果報告書を国の会計年度終了後の5月末日又は事業終了後61日以内に機構が指定する日までに、機構に提出しなければならない。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は、国の会計年度が終了したときに助成事業が完了しないとき(繰越等)は、様式11による国の会計年度終了に伴う助成事業成果報告書を助成金の交付決定を受けた翌年度の4月末日までに機構に提出しなければならない。</p> <p>3 機構が助成事業開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合には、助成事業を実施する事業者は、機構による当該調査等に<u>必要な協力を行う</u>ものとする。</p> <p>4 助成事業を実施する事業者は、秘匿すべき研究開発成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取り決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるものとする。</p> <p>5 助成事業を実施する事業者は、第三者への研究開発成果の不正な流出があった場合には、遅滞なく機構に報告するとともに、不正な流出に関与した者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。</p> <p>(助成金の額の確定等)</p> <p>第19条 機構は、第16条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容(第12条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式12の助成金確定</p>	<p>・様式改定を踏まえた修正</p> <p>・様式改定を踏まえた修正</p> <p>・明確化</p>
---	--	---

<p>通知書により事業者に通知するものとする。</p> <p>2 機構は、助成事業を実施する事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、様式13の助成金確定通知書によりその超える部分の助成金の返還を命ずる。</p> <p>3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、<del>機構は、</del>期限内に納付がない場合は、<del>未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき</del>年10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。</p> <p>(交付決定の取消等)</p> <p>第21条 機構は、次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。</p> <p>(1)助成事業を実施する事業者において、交付決定を受けるにあたって、不正又は不当な行為を行ったとき</p> <p>(2)助成事業を実施する事業者に、公募要領又は本取扱要領の重大な違反があったとき</p> <p>(3)助成事業を実施する事業者の研究者等が助成事業において不正行為等を行ったことが事業者又は機構により認定されたとき</p> <p>(4)助成事業を実施する事業者の研究者等について、競争的資金等による研究開発における不正行為等が事業者又は機構により認定されたとき</p> <p>(5)助成事業を実施する事業者が、助成金の他の用途への使用をし、その他助成事業等に関して助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく機構の処分に違反したとき</p>	<p>通知書により事業者に通知するものとする。</p> <p>2 機構は、助成事業を実施する事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、様式13の助成金確定通知書によりその超える部分の助成金の返還を命ずる。</p> <p>3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。</p> <p>(交付決定の取消等)</p> <p>第21条 機構は、次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。</p> <p>(1)助成事業を実施する事業者において、交付決定を受けるにあたって、不正又は不当な行為を行ったとき</p> <p>(2)助成事業を実施する事業者に、公募要領又は本取扱要領の重大な違反があったとき</p> <p>(3)助成事業を実施する事業者の研究者等が助成事業において不正行為等を行ったことが事業者又は機構により認定されたとき</p> <p>(4)助成事業を実施する事業者の研究者等について、競争的資金等による研究開発における不正行為等が事業者又は機構により認定されたとき</p> <p>(5)助成事業を実施する事業者が、助成金の他の用途への使用をし、その他助成事業等に関して助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく機構の処分に違反したとき</p>	<p>・期間の表現を明確化</p>
---	---	-------------------

<p>(6)助成事業を実施する事業者について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じたとき</p> <p>(7)助成事業を実施する事業者が、銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じたとき</p> <p>(8)助成事業を実施する事業者が、差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じたとき</p> <p>(9)第11条の2に基づく第三者に対する委託又は第三者との共同実施がなされた場合において、委託先等において本項第1号ないし第6号に相当する事由が生じた場合</p> <p><u>2 機構は、前項各号のいずれかの事由に該当するとして助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その助成金の全部又は一部の返還を命ずる。</u></p> <p><u>3 機構は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年5%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。</u></p> <p><u>4 第2項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第19条第3項の規定を準用する。</u></p> <p><u>5 第1項ないし前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。</u></p> <p><del>2 前項の場合においては、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。</del></p> <p><del>3 機構は、第1項のいずれかに該当するとして取消しをした場合におい</del></p>	<p>(6)助成事業を実施する事業者について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じたとき</p> <p>(7)助成事業を実施する事業者が、銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じたとき</p> <p>(8)助成事業を実施する事業者が、差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じたとき</p> <p>2 前項の場合においては、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。</p> <p>3 機構は、第1項のいずれかに該当するとして取消しをした場合におい</p>	<p>・追加</p> <p>・加算金の条項を委託と同様にそろえ、存続条項化。</p>
--	---	--

<p><del>て、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。</del></p> <p><del>4 機構は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。</del></p> <p><del>5 第3項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第19条第3項の規定を準用する。</del></p> <p>(不正行為等に関する制限措置等)</p> <p>第23条 機構は、助成事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合 (<u>委託先等がある場合には、助成事業に従事する委託先等の研究員その他の者について、助成事業において不正行為等が行われた疑いがある場合を含む。</u>)には、助成事業を実施する事業者に対し機構の不正行為等対応規則及び機構の指示に従って調査することを要請することができるものとし、助成事業を実施する事業者はその調査結果を文書で機構に報告する。また、機構は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、助成事業を実施する事業者は機構の調査に協力する。助成事業を実施する事業者は、助成事業において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに機構に報告し、機構と協議して必要な対応を行うものとする。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は自らの調査により、助成事業以外の競争的資金等による研究開発(終了分を含む。)において研究者等(委託先等がある場合には、助成事業に従事する委託先等の研究員その他の者を含む。)につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び助成事業を実施する事業者以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに機構に報告す</p>	<p>て、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。</p> <p>4 機構は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。</p> <p>5 第3項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第19条第3項の規定を準用する。</p> <p>(不正行為等に関する制限等)</p> <p>第23条 機構は、助成事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合には、助成事業において不正行為等が行われた場合を含む。)には、助成事業を実施する事業者に対し機構の不正行為等対応規則及び機構の指示に従って調査することを要請することができるものとし、助成事業を実施する事業者はその調査結果を文書で機構に報告する。また、機構は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、助成事業を実施する事業者は機構の調査に協力する。助成事業を実施する事業者は、助成事業において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに機構に報告し、機構と協議して必要な対応を行うものとする。</p> <p>2 助成事業を実施する事業者は自らの調査により、助成事業以外の競争的資金等による研究開発(終了分を含む。)において研究者等(委託先等がある場合には、助成事業に従事する委託先等の研究員その他の者を含む。)につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び助成事業を実施する事業者以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに機構に報告す</p>	<p>・文言の修正</p> <p>・追加</p>
---	--	--------------------------

<p>るものとする。</p> <p>3 機構は、助成事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合(委託先等がある場合には、助成事業に従事する委託先等の研究員その他の者について、助成事業において不正行為等が行われた疑いがある場合を含む。)、又は、前項により助成事業を実施する事業者から助成事業以外の競争的資金等による研究開発において研究者等に関し不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、助成事業を実施する事業者に対し、機構が必要と認める間、助成金の使用の一時停止を指示することができ、助成事業を実施する事業者はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、機構は、助成金の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。</p> <p>4 機構は、第1項ないし第3項に定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本取扱要領に定める措置のほか、国の不正行為等対応ガイドライン <b>並びに</b> <b>及び</b> 機構の不正行為等対応規則及び関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、助成事業を実施する事業者はこれに従わなければならない。</p> <p>5 <b>本条</b>各項に定めるほか、助成事業を実施する事業者は国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に定められた助成事業を実施する事業者の義務を遵守し、また、機構は各規則に定められた機構の助成事業を実施する事業者に対する権利を行使するものとする。</p> <p>(存続条項)</p> <p>第34条 第8条、第9条、国の不正行為等対応ガイドライン並びに機構の</p>	<p>るものとする。</p> <p>3 機構は、助成事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合(委託先等がある場合には、助成事業に従事する委託先等の研究員その他の者について、助成事業において不正行為等が行われた疑いがある場合を含む。)、又は、前項により助成事業を実施する事業者から助成事業以外の競争的資金等による研究開発において研究者等に関し不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、助成事業を実施する事業者に対し、機構が必要と認める間、助成金の使用の一時停止を指示することができ、助成事業を実施する事業者はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、機構は、助成金の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。</p> <p>4 機構は、第1項ないし第3項に定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本取扱要領に定める措置のほか、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則及び関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、助成事業を実施する事業者はこれに従わなければならない。</p> <p>5 本条各項に定めるほか、助成事業を実施する事業者は国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に定められた助成事業を実施する事業者の義務を遵守し、また、機構は各規則に定められた機構の助成事業を実施する事業者に対する権利を行使するものとする。</p> <p>(存続条項)</p> <p>第34条 第8条、第9条、国の不正行為等対応ガイドライン並びに機構の</p>	<p>・微修正</p> <p>・微修正</p>
---	--	-------------------------

<p>不正行為等対応規則及び利益相反管理規則において助成事業の終了後の対応にかかる義務に関する規定、第11条の2第2項、第15条から第20条、第23条から第26条、第27条第3項、第4項、第28条から第35条の規定は、助成事業の当該実施年度終了後及び助成事業終了後も、期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。</p>	<p>不正行為等対応規則及び利益相反管理規則において助成事業の終了後の対応にかかる義務に関する規定、第11条の2第2項、第15条から第20条、第23条から第26条、第27条第3項、第4項、第28条から第35条の規定は、助成事業の当該実施年度終了後及び助成事業終了後も、期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。</p>	<p>・第 21 条を追加</p>
--	--	-------------------